

柳井市(山口県)

(2005年10月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年2月21日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	<p>旧柳井市 旧大島町</p>
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> 有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：37,251人(高齢化率 ⁽²⁾ 27.1%)	面積 ⁽³⁾ ：139.87k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：32人(法定上限26人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：350人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.597	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：96.4%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：18,819,833千円		
うち、地方税5,097,346千円、地方交付税4,149,000千円		
合併特例債発行予定額4,641.9百万円／同限度額7,450百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業10.3%、第二次産業27.2%、第三次産業62.5%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2005年2月21日普通会計。 (6)(7)：2004年度地方財政状況調査。
 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧柳井市	33,597人	26.8%	127.86k m ²	20人	302人	0.67	89.2%
旧大島町	3,654人	29.6%	12.01k m ²	12人	55人	0.19	88.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p>少子高齢化への対応や経済の成熟化、国の推進する三位一体改革等地方行財政を取り巻く環境は厳しく、住民負担を引き上げることなく将来とも行政サービス水準を維持するため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>限られた期間内で慎重に協議しなければならない協定項目について将来に禍根の残らないよう充分協議する必要があった。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>各地域において住民説明会を繰り返し開催し、首長自ら合併の必要性を訴え、合併機運を盛り上げた。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
柳井市・大島町・田布施町・平生町の1市3町で2003年6月に合併協議会を設置した。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
柳井市・大島町・田布施町・平生町の1市3町による合併協議会は、電算システム統合事業をめぐり中断、枠組が白紙化したため、柳井市・大島町合併協議会を2004年5月に設置し、最終的に1市1町で2005年2月合併に至った。現在は新たな合併協議は行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年6月に柳井市・大島町・上関町・田布施町・平生町の1市4町で柳井地域合併検討協議会を設置した。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004年5月1日～2005年2月20日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各各4名、住民各4名、都道府県職員（山口県柳井県民局長） 計21名
運営上の工夫	厳しいスケジュールの中での協議が要求されたため、白紙化した柳井市・大島町・田布施町・平生町の1市3町による合併協議会の構成メンバーを踏襲した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞ 厳しいスケジュールの中での協議が要求されたため、白紙化した柳井市・大島町・田布施町・平生町の1市3町による合併協議会の協議成果の多くを基本とした。	
＜協議開始および決定の時期＞	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年5月 04年5月 04年5月 04年5月 04年5月
合意：	04年5月 04年10月 04年7月 04年5月 04年5月
＜決定に至るまでに最も難航した項目と解決策＞	
特になし。	
＜基本項目①「合併の方式」の決定理由＞	
合併の方式により協議項目の調整内容が大きく異なることと、1市4町による柳井地域合併検討協議会で新設合併とすることが共通認識されていた点を考慮したため。	
<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 編入	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 2004年2月21日合併				
柳井市長の任期が2005年2月21日までとなっており、それ以降に合併することになると、短期間に2回の選挙を行わなくてはならず、住民の理解を得にくいと考えたため。				
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無				
決定手続：柳井市・大畠町・田布施町・平生町合併協議会で実施した公募状況を踏まえ、小委員会を選定した。 選定理由：スポーツや歴史で知名度が高いため。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 ・新規建設				
地勢、主要道路の状況、官公署の配置状況、住民の利便性などを総合的に勘案し、旧柳井市役所を新市の庁舎とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正の財産は1つあり、問題になることもなく財産区とした。負の財産はなし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヶ年 理由 合併市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るための相当期間であることから。				
<策定に当たっての工夫> 新市全体の均衡ある発展が可能となるよう配慮した。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 合併後の新市を総合的かつ効果的に建設していくための基本方針とするとともに、これに基づく事業計画等を策定、実現することによって住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとしている。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 基本的なまちづくりの方針を引き継ぎながら、個性にあふれ魅力のある地域が形成されるよう、その整備方針を踏襲した。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	17,857	17,176	17,659	18,407
地方税	5,795(32.5)	5,445(31.7)	5,727(32.4)	6,308(34.3)
地方交付税	4,406(24.7)	5,272(30.7)	5,407(30.6)	5,451(29.6)
歳出合計	17,327	17,176	17,659	18,407
人件費	3,220(18.6)	3,053(17.8)	3,332(18.9)	3,650(19.8)
(参考：一般職員数)	(357人)	(343人)		(299人)
公債費	2,198(12.7)	2,271(13.2)	2,175(12.3)	2,119(11.5)
普通建設事業費	2,735(15.8)	2,569(15.0)	2,953(16.7)	3,091(16.8)

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等はない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全8号。配布方法：市町の広報紙とともに配布） ・住民説明会の開催（延べ11回開催、延べ220人参加） ・HPの開設（2004年5月開設、随時更新、アクセス数不明） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
特になし。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	1,963円
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・例規調査委託 ・ホームページ作成・管理委託

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 人）・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間10ヶ月））・無
その理由	住民の合併に対する懸念が払拭され、新市への円滑な移行が図られる。また、合併時の課題に的確に対応できる。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2005年7月19日まで特例措置を適用）・無
その理由	新市への円滑な移行が図られるため。任期満了日の早い旧柳井市委員の任期に合わせた。
(3) 三役	
旧柳井市	市長は新市の市長、助役、収入役は退職。
旧大畠町	町長は新市の特別参与、助役は新市任用（部長）、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<p><定数の削減>2005年4月1日現在388名を2015年4月1日に338名に。（10年間で50名削減）</p> <p><新規採用の抑制>退職者の半数程度に抑制。 定員適正化計画を策定し、定員管理を行う。</p>
給与の調整	<p><給料表の統一>旧柳井市の例によるものとした。</p> <p><給与の再調整・再計算>再計算は行わず、旧大畠町の給料格付を旧柳井市の職務の級に調整した。</p>
役職の調整	職名は旧柳井市の例によるものとした。役職は、旧市町の役職をそれぞれ同等役職として位置付け、課長補佐以上のポスト不足に対しては、一部同格扱いにより対応した。

(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧大島町	旧大島町役場に総合支所を設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
その理由	住民の意見を新市の施策に反映しやすくするため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
特になし。		
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	現行のまま新市に引き継ぐ、又は当分の間現行どおりとした。	
下水道料金	現行のまま新市に引き継ぐ、又は当分の間現行どおりとした。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併時においては現行のおりとし、翌年度から統一する。）		
賦課徴収方法	旧柳井市：保険税方式 旧大島町：保険税方式	保険税方式
所得割	旧柳井市：6.4% 旧大島町：8.7%	保険税率は、医療費等の動向を勘案し、保険税の急激な負担増が生じないよう新市において調整する。
資産割	旧柳井市：26.0% 旧大島町：40.0%	
均等割	旧柳井市：21,000円 旧大島町：18,200円	
平等割	旧柳井市：22,800円 旧大島町：20,200円	
(12) 介護保険事業（調整方針：合併時においては現行のおりとし、翌年度から統一する）		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	旧柳井市：3,300円 旧大島町：3,100円	合併時においては現行のおりとし、翌年度から統一する。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	新たに効率的な電算システムを構築する。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	現行の大字名から大字の文字を削除した。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：公表できる数値なし。	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2006年度中を目途に作業中）
総合計画	策定作業中（2006年度中を目途に作業中）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>高齢化の進展や公債費の増加により財政事情の厳しさが増しているが、合併によって、重複投資の回避や人件費の削減など、これまで以上に簡素で効率的な行財政運営を確立し、安定した財源の確保のもと財政基盤の強化を図ることができる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>住民の行動範囲は行政区域の枠を越えて大きく拡大しており、住民生活を取り巻く各分野において広域的は社会の構築で住民の利便性の向上と行政サービスの充実を図ることができる。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>合併によって、一体的かつ計画的な行政を推進し、多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応するとともに、広域的な観点からの施策展開や効果的な事業投資を行うことができる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>合併後は旧大畠町役場に大畠総合支所を設置し、大畠地区の窓口として活用しており、住民の利便性は低下していない。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>合併後の地域住民の声を施策に反映し、きめ細かな行政サービスを行うため、合併前の市町の区域を単位に、「柳井地区地域審議会」「大畠地区地域審議会」を設置している。また、新市建設計画により、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図っている。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>合併後の地域住民の声を施策に反映し、きめ細かな行政サービスを行うため、合併前の市町の区域を単位に、柳井地区地域審議会及び大畠地区地域審議会を設置している。</p>	
(5) 残された課題	
<p>法定協議会等で合併後に調整することとされた未調整項目の早期調整。</p>	